

第12期第2回福岡県個人情報保護審議会会議録

1 開催日時

平成26年8月21日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟特9会議室

3 出席者（五十音順）

石坂 裕毅 委員
岡本 博志 会長
小林 登 委員
櫻井 幸一 委員
竹田トシ子 委員
原田 憲正 委員
森 咲子 委員

4 審査事項

- (1) 電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申）
・学教務システムによる学生登録情報の提供事務
- (2) 平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について（報告）
- (3) その他

5 会議の内容

【岡本会長】

皆様、お集まりいただき、ありがとうございます。10時からということでございますが、一名、所用により遅れるという連絡が入りました。数を数えたところ、定足数に足りていると思われますので、ただいまから第12期第2回福岡県個人情報保護審議会を開会いたします。

定足数については、事務局から改めて確認をお願いします。

【事務局】

今、会長からございましたが、本日は、委員9名中、お一人、少し遅れられていますけれども、7名の委員の方に御出席いただいておりますので、福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、本日は傍聴者はありません。

事務局からは以上でございます。

【岡本会長】

ということで、半数以上いれば定足には足りているということでございます。

では、お手元に次第が配付されていると思いますので、これに従って議事を進めます

。

○電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申）

【岡本会長】

まず、電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外についてということで、諮問があります。これについて答申をする次第でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の高尾と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料1、電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について、こちらを1枚めくっていただいて1ページ、答申案を御覧ください。

まず表題を読み上げます。

「電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について」

今、読み上げました電子計算組織の結合による提供の制限というのは、福岡県個人情報保護条例第6条に規定がありまして、今回の答申は条例第6条に定められている個人情報の電子計算組織の結合による提供の制限について、例外的に認めるというものになっています。

ここで条例第6条について簡単に確認させていただきたいと思います。お手元の黄色いファイル、個人情報保護事務の手引の19ページを御覧ください。電子計算組織の結合による提供の制限についてです。上の囲み部分の方を説明したいと思います。

「第6条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。」とありまして、その例外として、「（1）法令に定めがあるとき。（2）公安委員会又は警察本部長が、専用回線を通じて、警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。（3）福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。」以上が規定されています。つまり、原則は通信回線による電子計算組織の結合による個人情報の提供はしてはいけません。しかし、この（1）から（3）に当てはまる場合は、例外として提供してもいいという規定になっています。

今回の九州歯科大学から諮問があった事務については、後程、詳しい内容を説明いただきますが、こちらで言うオンライン結合による個人情報の提供に該当しますので、原則として、条例第6条の提供の制限を受けることになります。しかし、例外規定の条例第6条第3号に基づいて、本審議会で当該事務が公益上、情報提供の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められれば、実施機関は情報の提供を行うことができるということになります。

それでは、ここから具体的に今回諮問がありました九州歯科大学に事務の内容について御説明いただいて、それから答申案の記述について説明したいと思います。

では、よろしく申し上げます。

【岡本会長】

では、大学事務局から説明をお願いいたします。

【諮問実施機関】

おはようございます。私は、九州歯科大学企画広報班長の古賀と申します。よろしくお願ひします。

本日は私どもの諮問案件の御審議のためお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

早速でございますが、資料に沿って説明させていただきます。配付資料1の2ページをお開きください。こちらが諮問書となっております。まず、今回の諮問の概要について説明させていただきます。

今回の事務の名称は学教務システムによる学生登録情報の提供事務でございます、学教務システム、大学によっては学務情報システムと呼んでいます。こちらで学生のさまざまな情報をデータベースで管理していて、現在、学内の用務で教職員が活用しているところです。この中の一部の情報を今回オンライン結合により提供しようとするものです。

この事務の目的は、現行は学生自身の試験結果、授業への出席状況については個別照会、あるいは出欠については自己管理しか方法がありませんが、今回、老朽化による学教務システムの更新に当たって、オンラインで結合することによりまして、学生情報を本人に提供できるような機能を付加することを予定しております。そのため今回、諮問に至りました。これが諮問の内容でございます。

識別される個人の類型は、本学在籍の学生で、大学院生は対象となっておらず、学部学生となっております。

5番、提供する個人情報の項目は、試験の点数及び授業への出席状況の情報を提供しようとするものでございます。

6番、提供の相手方は、学生本人に対して提供することとなっております。

もう少し詳細に触れさせていただきますが、3ページを御覧ください。

まず、学教務システムについての説明です。そちらに書いておられますとおり、入学から卒業までの学生ごとのデータを一括管理するシステムで、いろいろな学生の情報をデータベース化した上で、大学運営への活用を図っているところです。

2番は、先に触れましたので、割愛させていただきます。

3番、本サービスの対象者は、本学の歯学部歯学科575名、口腔保健学科98名、計673名が現在の対象者となります。

4番目、システムのセキュリティに関しては、まず、5ページで説明させていただきます。下の点線の四角で囲っておりますところが既存のシステムです。こちらについては、このデータベースを大学運営に活用しているということで、学内のLANによって使用していて、オンラインで結合しているものではございません。これが現在、稼働しているものです。上の真ん中、在籍の学生が利用者になるわけですが、提供する個人情報としては、利用しようとする学生本人のものに限定されます。それを利用するには、個人ごとに割り振ったIDとパスワードによる認証が必要となっております。そういうことでございますので、他人の情報まで見ることができません。また、ファイアウォールで保護されておりますので、右側の上の方にあります学外のユーザーはアクセスできないこととなっております。

システムの構築ですけれども、真ん中の下の教務データベースとは別に閲覧用の成績

出席データベースを構築いたします。そこに閲覧用のデータを1日1回の夜間バッチ処理によってコピーします。その情報を利用者である学生が確認することができるという仕組みになっています。

なお、教務データベースで管理している情報のうち、こちらの閲覧用のデータベースにコピーされるデータとしては、6ページにお示ししておりますとおりでございます。学籍番号等の個人情報、出席情報、成績情報、そういったものについてコピーされることとなっています。そういうことで、こちらの閲覧用のデータベースを別に構築することになっておりますので、データベース本体の改ざん防止をそこで図ることとしています。

保守管理については、現在の学教務システムの保守管理を行っている業者を想定していきまして、今回、こちらの閲覧用のデータベースを構築しましたら、保守管理契約の仕様の変更という形で対応することを予定しております。それらの委託業者については、IDとパスワードにより、リモートによるメンテナンスができるようになっておりますが、こちらの業務を執行できるのは、あらかじめ大学に届出がありました社員2名に限定しています。そういうところでのセキュリティ対策も図ろうとしているところでございます。

それ以外のセキュリティに関して説明させていただきます。3ページにお戻り願います。4番の、1段落目は先程説明したとおりですけれども、2段落目、まず、システムの障害が発生した場合、こちらについては保守管理業者に障害通知が届き、速やかにリモートメンテナンスされることとなります。それでもなおセキュリティへの脅威が認められるようでしたら速やかにシステムの稼働を停止して、そこで個人情報の流出防止を図ります。それとともに、障害の原因分析、再発防止策を含め、必要な対策をとった上で再稼働を行うことにいたします。システムのバックアップは常時とられていきまして、復旧までのサービス停止の影響は必要最小限に抑えられるような対策もとることといたします。

3段落目ですけれども、保守管理委託事業者対策として、先ほどの業務に当たる職員を必要最小限に制限するという対策以外にも、契約時に、県に準じて個人情報取扱特記事項についても取り交わしまして、運用の徹底を指導します。それから、サーバールームでの作業が必要になった場合は、そこでの入退室についても厳格な管理を行うことといたします。

それに加えて、法人全般のセキュリティ対策を最後に上げていきますけれども、昨年度、私どもの法人は情報セキュリティポリシーを整備いたしました。そのもとで情報マネジメント体制を強化したことが1点。加えて、監査法人による監査を受けているところでございますけれども、システム監査も毎年受けています。それによりまして、必要に応じて情報セキュリティの運用の見直しを行っております。

以上がセキュリティ対策でございます。

次に、オンライン結合による個人情報提供の必要性について触れさせていただきます。こちらは5番のところです。本学の学生におきましては、まず、成績については教科ごとの合否のみが本人に通知されており、試験の点数は個別照会を行う必要があるというのが現行の運用です。また、自身の授業への出欠状況は自己管理に委ねられていると

いう現状がございます。

4ページをお開きください。現状はそういうことでございますけれども、こういった学生の登録情報のうち、今言いました試験の点数、出欠状況についてデータベースとインターネットを結合することにより、随時入手可能とすることによりまして、例えば、試験の点数という情報については、手続をとる煩わしさが解消されることにより、ほとんどの学生が情報を入手することが見込まれまして、自身の学習へのフィードバックが期待できるのではないかというのが1点です。試験終了後、長期休暇に入りますので、帰省したりする学生もおりますけれども、そういった学生についても、大学に足を運ぶことなく情報を入手できるようになります。また、出席の情報についても、欠席が重なった教科について注意喚起をすることができるということで、学生の利便性の向上はもちろんのこと、学生の学習の支援に大きく寄与するのではないかとということで、今般、オンライン結合することを計画いたしました。

なお、最後にお示ししておりますけれども、今回のこの仕組みは、他大学の状況については具体的なデータを把握してはございませんが、ネットなどで検索してみますと、いろいろなメーカーがこういう機能を標準的にパッケージしたソフトを提供している実態があることが確認できましたので、既に相当数の大学で普及しているものであると考えるとほぼ間違いのないのではないかとということも付言させていただいております。

以上が今回の諮問の内容でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

【岡本会長】

以上のような説明でございましたけれども、皆さん方から何か質問ございますか。

【原田委員】

初歩的な質問ですけれども、大学院生を対象外としたのはどういうことなのでしょう
か。

【諮問実施機関】

同じく九州歯科大学総合教育学分野、教員の中原と申します。大学で情報関連技術全般を担当しています。

このシステムそのもの、点線以下の学教務データベースと書いてある部分ですけれども、これはそもそも平成18年度、大学改築時に構築されたものです。その時点で、大学院生については、まず一つ目が学生数が少ないということ。1学年の定員が25名、現在は口腔保健学科の大学院生がおりますが、修士課程2年間で定員3名と、合わせても100名余と人数が少ないこと。それから、当然ですけれども、大学院まで収載しようとした時点でコストが跳ね上がるということで、当初より教務の運用として、大学院生についてはシステムによらずスタンドアロンでの管理をしているところです。これについては、今後もそういう予算的な部分の問題解消が図られない限りは当面、現行の運用になろうかと予測しております。

【原田委員】

分かりました。

【岡本会長】

では、そのほかに何かございませんか。

【櫻井委員】

今回、ここでこれを審議する理由は、公立大学だからなのですか。

【事務局】

そうですね。福岡県個人情報保護条例の適用の対象となる実施機関の定義が、手引でいうと3ページ、条例第2条第2号に規定されていますが、その中の県が設立した地方独立行政法人に公立大学法人九州歯科大学が入っていますので、今回、審議の対象となっています。

【櫻井委員】

分かりました。

もう一つ、提供の相手方ということで学生と書いてありますが、学生は多分、その機関に属するメンバーで、関係者以外というか、そこら辺がどうなのかと少し思ったのですけれども。つまり、ここの個人情報保護で議論するのは……。

【岡本会長】

では、補足して説明します。つまり、条例第6条で規制している電算組織の結合による提供というのは、実施機関以外のものへ提供してはならないと書いてあるのですが、学生さんは実施機関以外なのですかということなのです。

もう一つは、そもそもこれは本人への提供で、第三者に提供するのではないので、この条例が想定している提供に当たるのかという問題があります。ある種、これは本人に対する情報提供で、簡易開示なのではないかということなのです。

【事務局】

学生は実施機関ではないです。それは定義上、外れると思います。

【岡本会長】

大ざっぱに言えば、実施機関そのものではないから、実施機関以外のものではあるけれども、この条文の趣旨からいくと、本人への提供というのはここで想定してないんじゃないかということなのです。安全を期すれば、この中に入ってしまうとも言えるけれども。

【小林委員】

その点は私も、今日のこれを見て少し疑問に思っています。そこで、条例第6条の前の条例第5条も確認したのですけれども、条例第6条では実施機関以外のものへ提供してはならないとなっていて、学生が実施機関ではない以上、学生本人への提供も「提供してはいけない」の中に入ってくるのだらうと思うのです。それで、条例第5条を見てみると、これは、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならないとしておきながら、他方、条例第5条第2項の(2)で「本人に提供するとき」と、わざわざ本人への提供は除外してあることからすると、条例第6条は実施機関以外に本人も入ってしまうとは思ったのです。でも、そもそもなぜそうしているのか、むしろなぜこのように分けているのかを岡本会長にお聞きしたいと思ったのです。

【岡本会長】

要するに、個人情報の取り扱い方についてはこういうふうにと、つまり、そもそも目的に照らして必要最小限度にしないということ、それから、当該目的以外のことに使わないように、あるいは、外部に提供しないようにということ個人情報の保護を

図っています。オンライン結合の禁止というのは、要するに大量に、しかも瞬時に動くから問題が生じがちというので、あらかじめ網をかけているのです。だから、本人とのやり取りだけで言えば、本人には開示請求権があるほか、訂正請求権、利用停止請求権ということで、きちんとやってるかどうかを外からチェックできるようにしてあるのですけれども、本人情報を本人がアクセスして取るということになると、これは一種の本人開示であって、それをコンピューターでできるというのは一種の簡易開示になって、外部提供とは意味が違うのではないかという気がします。

【事務局】

当然、条例第5条でオンライン結合を使わない本人提供というのは認められているのですけれども、単純に規定を読む限り、条例第6条では、本人提供は例外的に提供して良いという規定は今時点ではないので。

【岡本会長】

オンライン結合ではあるので、そのところかどうかということですね。

【事務局】

はい。

【櫻井委員】

例えば、状況を変えて、県や市が住民の方の情報を持っていて、そして個人が何らかの形で自分の情報にアクセスすると状況は一緒ですよ。

【事務局】

ホームページとかに載せてということでしょうか。

【櫻井委員】

何でもそうですけど、自分の住民登録情報とかいろいろ、そういうのと状況は一緒ですよ。つまり、県や市という組織に自分の情報を預けている、それに個人がアクセスできるとか開示されているかどうかというのは、今の学生と学校の立場と非常に似ていると思うのです。そういう前例というのは、市町村などにいっぱいあるのじゃないですか。

【事務局】

市町村は、また条例が違うので、そこがどうなっているかは、別なのです。

【櫻井委員】

学校と学生という関係と非常に似ていると思ったのですが。

【事務局】

住民票の場合は、住民が直接データを閲覧しているわけではないですよ。

【櫻井委員】

例えば、学生の成績も同じ状況で、今の……。

【事務局】

これは、オンラインで結合して、画面で直接、学生のパソコン上から見られるということなので、住民票などを市町村がオンラインでいろいろ処理していても、実際は紙でやり取りしています。

【櫻井委員】

全くそういう市町村は存在しないのですよ。

【事務局】

そこは分かりません。

【櫻井委員】

だから、私は聞いていて、似たような状況だろうということを指摘しているのです。

【事務局】

似たような状況があるかどうか、条例がどうなっているかも分かりません。

【櫻井委員】

ですから、それを調べて、前例として検討しないといけないのではないのですか。

【事務局】

そこは、県と市町村では全然条例が違うので、それぞれ条例を持っているので、参考にはできても、そもそも条例が違うのでそういうことは……。

【櫻井委員】

分かりました。すみません。

【諮問実施機関】

私の場合、医療情報の一つ、研究のフィールドとしている関係で、今日は手元に資料を何も持って来てはいないのですが、自治体によっては、個人情報を含むデータベースをインターネットに接続する時点でオンライン結合という解釈をして、その上で、条例上の審議会を通すという運用をしている自治体もあるようです。今、条例を見ている範囲内では、インターネットに接続することを条例は想定していなくて、そういう意味では、広くいろいろな住民サービスや健康情報を、各自、タブレットやスマートフォンで確認する時代になっている中で、今回は学生自身の情報をスマートフォンやタブレットで見られるという利便性を図りたいということだと思います。そういう思いの中、条例の記述と今の技術が若干乖離している部分はあるかと思えます。私も医療情報に関わっている立場としては、そういう部分の整理というか、具体的な運用、例えばVPNを張った場合はどうなのかとか、そういうところまで何らかの形でガイドライン等を整備していただけたらと思う次第です。

【小林委員】

今の御発言について、ただ、この条例第6条の解説を見ると、「インターネットのホームページにより個人情報を提供する場合を含む」と書いてあるので、多分、この条例ができた時点でも、インターネットやホームページにアクセスすることはおおよそ予定していたのではないかと思います。

その前の櫻井委員が発言された住民票とかの話は、確かに通信回線で電子計算組織を結合して取れるようになっているかどうかということにも関わってきて、取れない場合でも、本人にアクセスしてもらって基本的には提供していることは、条例第5条の例外で本人に提供する場合は構わないことになっているから、そういう形でもしかしたらこの条例は対処しているのかなと、今お聞きして思いました。そして、ダイレクトに本人のパソコンへ提供できるときは条例第6条に該当するのかなと。私は、条例第5条と条例第6条を比較する限りは、条例第5条では、本人に提供するときは構わないとしていながら、条例第6条ではそこをわざわざ設けずに「提供してはならない」となっている以上、基本的には本人に提供するのも実施機関以外のものへの提供になるのだろうと

思うのですが、本人に提供するときというのは、基本的には本人の個人情報なので、本人がアクセスするのは本来認められるべきですし、提供すること自体がそれほど個人の権利利益を害することにもならないから、条例第6条でいけば(3)の「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられている」というあたりも含めて考えればいいのかなと、解釈としてはそうかなと考えています。

【櫻井委員】

私は反対ではなくて、学生さんが見る分には本当におっしゃるとおりで、逆に、提供の相手である学生が強調されていますが、業者が保守管理委託業者という感じで完全に信頼できる人みたいに書かれています。むしろ今回は、こちらをきちんと議論しなくてはいけないと思っていますけれども。

【岡本会長】

はい。おっしゃるとおりというのも変だけれども、今回の件で言うと、おそらくこのシステム自体は目的外利用にも外部提供にも当たらないだろうと思いますけど、オンライン結合であるということから、今おっしゃったような危険性が伴うことを考えると、オンライン結合を認めてくださいというのは、それはそれで間違いではないと思われま。むしろ、最近の例で皆さん御承知のように、ベネッセが下請に出して多くの情報が漏れてしまったということがあって、条例第8条で、こういう業務を委託に出した場合の監督義務というのがあるのですけれども、ここをしっかりとすることがむしろ条件になりそうだと思います。これは、説明書の3ページ、4の後半部分にも書いてありますけど、保守管理委託業者対策を間違いなくやってくださいということですね。

これはオンライン結合の例として理解すべきだということなのですが、皆さんの御意見はいかがですか。安全を期すれば、オンライン結合の一形態であると解しても問題はないような気はいたします。

【森委員】

今、学生さんもネットで情報を見て管理するのに慣れていて、いろいろなところからアクセスしているので、セキュリティのこともある程度、自分で自分のことを管理するところがあるでしょうし、そういったやり取りがスムーズになることで学業が進むのであれば、いいのではないかという気がします。

【岡本会長】

実態としては、試験の成績報告もインターネットでやっているのです。それで、うちの大学では出席管理はやっていないのですが、私学で同じ市内の九州国際大学では、ほぼ同じようなシステムをとっているのではないかと思います。出席状況を教師が取り出せる、アクセスができるのですね。当然、学生もできるはず。そういうシステムが既に行われています。そうすると、オンライン結合に伴う利便性を考えないといけないことは間違いのないのです。

【櫻井委員】

学校において不正アクセスに成功して成績を改ざんしたということをネットに書かれて、学校がセキュリティは大丈夫かということで全部調べたという事件が実際にありまして、おっしゃるとおり、覚悟して、業者さんも含めた対策を講じる必要があると思います。

【森委員】

頭いいですね。

【岡本会長】

文系の人は非常に限られますけど、理系の人はそういうセッティングは非常にマニアックな人もいます。

【櫻井委員】

ネットに書かれてしまうと放置もできないですね。

【岡本会長】

ということで、オンライン結合の件に関してはどうでしょうかという意見ですけど、保守管理の委託についてしっかり監督してくださいという指摘をした上でオーケーということになるのではなからうかと思いますが、そういうことでよろしいですか。

【全委員】

異議なし

【岡本会長】

では、答申案が準備されているようですので、それについて御説明してください。

【事務局】

では、資料の1ページを御覧ください。答申案ということで記載しております。ほぼ先ほどの諮問実施機関の御説明と重複するかと思いますが、一応、読み上げさせていただきます。

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（答申）（案）

平成26年7月10日26九歯大第6013号により諮問のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

事務の名称、学教務システムによる学生登録情報の提供事務。

所管課名、公立大学法人九州歯科大学。

事務の目的、学教務システムのデータベースで管理している学生登録情報のうち、教科ごとの試験の点数及び授業への出席状況をオンライン結合で学生本人に提供することで、学生の利便性の向上及び学修支援に寄与するものである。

識別される個人の類型、公立大学法人九州歯科大学（大学院を除く。）に在籍する学生。

提供する個人情報の種類

- (1) 教科ごとの試験の点数
- (2) 授業への出席状況

提供の相手方、公立大学法人九州歯科大学（大学院を除く。）に在籍する学生本人。

公益上の必要性、現在、公立大学法人九州歯科大学においては、学生の成績については教科ごとの合否の結果のみを本人に通知しているが、教科ごとの試験の点数については個別に照会する必要がある。また、授業への出席状況については学教務システムで管理しているが、学生は当該データを閲覧することができない。そこで、教科ごとの試験の点数及び授業への出席状況をオンライン結合で提供することにより、学生が随時これらの情報を入手できるようになり、利便性の向上だけでなく、学修支援に寄与すること

ができる。

個人情報についての必要な保護措置

- (1) ID・パスワード認証により学生本人及び保守管理委託業者（2名）しかアクセスできないこと。
- (2) 学教務システムに学生情報を登録することのできる教職員が限定されること。
- (3) 学教務システムのデータベースとは別に開示用のデータベースを構築し、夜間バッチ処理によりコピーを行うことで改ざん防止を図ること。
- (4) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。
- (5) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。
- (6) 保守管理委託業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

こういった内容について、先ほどの御説明でも、今後きちんと対策をとるということをお説明いただきましたので、表題以下3行ですね、こういった事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるという結論にしております。

答申案の説明としては以上になります。

【岡本会長】

この答申案について、何か御質問等ございませんか。

保守管理委託業者というのは、常時、仕事をしているのですか。リモートコントロールがあるとか。

【諮問実施機関】

常時という意味合いでは、我々の場合は、教務の情報を扱っている教務企画班、それから学生の学籍の管理をしている学生支援班とございまして、それぞれの事務と業者が連携をしながら日常的に運用していると。具体的に週に何回というのは、かなり頻度にばらつきがありまして、どうしても3月の進級、卒業、それから4月の入学、進級のときはかなり頻度が高いです。それから、入試に係る時期というのは、ほとんど毎日のように何かしらの作業を双方がやっているという状態ですけれども、平均して申し上げますと週に1回程度は何らかの作業が生じているところかと思います。

【岡本会長】

出席状況と試験成績だけに限れば、そんな頻繁にやることではないと思いますので、学期に1回ぐらいですかね。

【諮問実施機関】

そうですね。

【岡本会長】

委託業者に関する監督に関してはセキュリティポリシーの中に入れてあるだろうと思うけれど。

【諮問実施機関】

はい、そちらの方でも定めておるところでございます。

【岡本会長】

そういうことで、管理監督をきちんとやってくださいということで、ここに書き出し

た保護措置を講じることを前提に、公益上の必要があり、個人情報の保護について必要な措置を講じられていると判断いたします。ということによろしいですか。

【全委員】

異議なし

【岡本会長】

では、この答申案の「案」の部分を削って、答申として提出することにいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

○ 平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について（報告）

【岡本会長】

では、次第の2番目、平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について。毎年、条例の運用状況について公表しなければならないというのが、個人情報保護条例第68条の規定でございます。これに基づいて状況を報告いたしましたというものが資料2です。事務局からこれについての説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の案浦です。平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況が確定しましたので御報告いたします。では、座って説明させていただきます。

では、表紙をめくっていただいて1ページを御覧ください。

まず、平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況ということで、1番目、自己情報の開示請求の状況を掲載しております。

(1) 文書による開示請求と決定の状況ですが、平成25年度の文書による自己情報の開示請求の件数は全部で322件、そのうち実施機関が開示請求を行った件数は、取下げ及び却下の件数4件を除いた318件となります。なお、内訳については、表1-1に書いてあるとおり、開示が68件、部分開示が246件、不開示が4件で、その4件のうち1件は不存在となります。そして、先ほど申し上げたとおり、却下、取下げが合計4件となります。

なお、参考1は、平成25年度の開示請求の内訳を百分率で示したもので、参考2は、平成20年度からの開示請求件数の推移となります。

では、2ページを御覧ください。(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況です。まず、表1-2は、平成25年度の開示請求件数の内訳を実施機関別に示したのになります。そして、実施機関別の開示請求件数の主なものとして、警察本部長が242件、知事が62件となっております。詳しい内訳については、表1-2を御覧いただければお分かりになると思います。

3ページを御覧ください。(3) 不開示事由適用件数になります。開示請求に対しては、請求に係る個人情報の中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。

なお、表1-3は、平成25年度における開示請求322件に対して、部分開示、不開示とした250件、このうち1件の不存在を除くと249件の合計となりますが、こ

の決定に対して条例第14条第1項のどの号を適用したかを示すものになります。

一つの決定に対して複数号を適用している重複適用がありますので、合計249にはなりません。内訳は御覧の表のとおりとなります。不開示は第1号が2件、第2号が1件適用され、部分開示はそれぞれの号を適用して588件、合計で591件を適用しているということになります。

(4)に移りますが、平成25年度に請求のあった文書のうち、主な開示請求の内容4種類を表1-4に示しております。主な開示請求の内容は、警察が作成した相談カードに記載された自己情報が121件、警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報が68件、身体障害者手帳の申請書類に記載された自己情報が23件、県立大学入試の成績に記載された自己情報が10件となります。

では、4ページを御覧ください。(5)口頭による開示請求(簡易開示)について御説明します。平成25年度の口頭による自己情報の開示請求の件数は、全部で9,687件となります。この内訳は、表1-5のとおりとなりますが、この表は、4ページから6ページまで続きます。

知事等は4ページに書かれている表のとおり224件開示しております。5ページには教育委員会、人事委員会、警察本部長の件数内訳が書いてあります。6ページには、地方独立行政法人です。九州歯科大学等、福岡県公立大学法人の情報が記載されております。

では、そのまま6ページを御覧ください。

2の自己情報の訂正請求の状況ですが、訂正請求というのは、開示請求を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正、追加又は削除の請求ができるものになります。平成25年度においては、自己情報の訂正請求はありませんでした。

続きまして、3の自己情報の利用停止請求の状況ですが、利用停止請求というのは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限、目的外の利用・提供の制限又は電子計算組織の結合による提供の制限に違反して利用又は提供されていると判断するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができます。平成25年度は、その利用停止請求が1件ありまして、7ページにその案件が掲載されております。これが表2になります。案件名は、「戸畑高等技術専門校長より提出された「復職後の状況報告書」に記載の個人情報」ということで、利用停止請求がなされたのですが、不停止の決定がなされております。

続きまして、4の不服申立ての状況ですが、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に関する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法の規定に基づいて、不服申立てを行うことができます。

なお、25年度は不服申立てはありませんでしたが、平成20年度からの不服申立件数の推移を参考3に掲載しております。これを見ますと、平成20年度に1件、21年度に1件、22年度に2件、23年度に4件、24年度に2件となっております。

では、8ページを御覧ください。5の個人情報保護審議会になりますが、平成25年度全体会では、「インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性が排除できない行方不明者情報提供事務」に係る諮問が1件ありまして、答申がなされてお

ります。表3に、その答申の概要が記載されていますが、この答申は警察本部長が諮問実施機関になっておりまして、平成25年7月31日に諮問がなされ、答申が8月22日に出されております。

最後に6の事業者が取り扱う個人情報の保護ということで、知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしていますが、平成25年度は4件の苦情がっております。

以上で平成25年度の運用状況について、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。

【岡本会長】

ということですが、平成25年度の運用状況について、あれこれありますけれど、何かお尋ねになりたいことはございませんか。

2ページを見ると、警察本部長に対する開示請求が多くて、しかも、その内容が3ページにありますけれど、相談カード、サービス日誌、要するにやり取りしたときに自分のことがどう書かれているかということなのですね。大分前に不服申立てがあった事例がありましたけれど、要するに、評価が違っているのは事実が違うのではないかということであったり、そもそも開示できるのではないかということでも不服申立てがなされたものです。利用停止請求も1件ありましたけれど、趣旨なども同じような書き方で、事実に対する評価が違うという本人の不満があったものだと思います。

平成25年度には不服申立てはなかったということで、これも不服申立部会まで上がって来ていないですね。

その他、何かお尋ね等ございませんか。

【全委員】

なし

【事務局】

事務局からは特に用意しておりません。

なお、次回の審議の日程でございます。次回は、9月18日木曜日10時からを予定しております。案件は、今回と同様に「電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について」ということで、福岡県知事、観光物産振興課から諮問がある予定になっておりますので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】

ということでございます。その他まで行ってしまいました。

この後、不服申立部会を開催する予定でございますので、不服申立部会の委員はそのままお残りください。

では、これをもって本日の審議会については終了いたします。何かこの際、発言はございませんか。よろしいですか。

【全委員】

なし

【岡本会長】

では、審議会は終了いたします。お疲れさまでした。